

教育委員会会議録

開会の日時	令和3年10月18日 午後7時38分
閉会の日時	平成3年10月18日 午後8時01分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育長職務代理人 鍋島 健二 教育委員 中村 孝史・永井 正高・駒田 聡子・中西 康裕
会議録に署名する委員氏名	鍋島 健二・中村 孝史
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 鈴木 光代 学校教育部長 籠谷 芳行 教育総務課長 前村 忍 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 山鹿 富生 社会教育課長 山口 真司 スポーツ課長 沖塚 孝久 教育研究所長 西村 朱美 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 中川 靖美 学校教育課副参事 西尾 正美 学校教育課副参事 上永 真弓 学校教育課副参事 亀山 知典 教育研究所副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 岡村 基司
会議に付した事件	議案第58号 奨学生の決定について 議案第59号 伊勢市教育委員会における伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について 議案第60号 伊勢市立幼稚園規則の一部改正について 議案第61号 伊勢市教育集会所条例施行規則の一部改正について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 鍋島委員、中村委員を指名

会議に付する案件

議案第 58 号 奨学生の決定について

議案第 59 号 伊勢市教育委員会における伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について

議案第 60 号 伊勢市立幼稚園規則の一部改正について

議案第 61 号 伊勢市教育集会所条例施行規則の一部改正について

議案第 58 号は、個人情報に関することとなるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

教育長報告

議事に入る前に、私から報告をさせていただきます。

第 3 期伊勢市教育振興基本計画策定委員会は第 3 回目の審議を終え、第 4 回目の委員会を 20 日に開催する予定です。委員の皆さんにはまとも次第お示しさせていただきます。

また、10 月 7 日には南勢志摩地域教育長会議が開かれ、駒田委員と中村委員にも出席していただきました。その際、全国学力・学習状況調査、高等学校活性化、緊急事態宣言中の教育活動について議論があり、両委員からもご意見をいただいたところです。

予定されていましたが中体連の秋の大会は中止となりましたが、伊勢度会中学生駅伝大会は今の状況ですと 11 月 3 日に開催される予定です。また感染状況を見ながら県大会、全国大会の開催について協議されるようです。

9 月中は午前中 4 時間オンライン授業を実施し、午後 2 時間はドリルの時間としました。概ね大きな混乱もなく行えたと感じております。こういった形がこれからの標準になるのではないかと思います。

以上、私からの報告は終わります。

教育長

それでは議事に入ります。議案第 58 号「奨学生の決定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

(以下、審議内容については非公開)

(原案どおり承認)

教育長

つづきまして、議案第 59 号「伊勢市教育委員会における伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

2 ページをご覧ください。

これは、伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を施行するにあたって必要となる規則を制定するものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

議案第 59 号「伊勢市教育委員会における伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について」ご説明申し上げます。

これは、令和元年 12 月に情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、通称デジタル行政推進法が施行されたことに伴い、本市においても情報通信技術を活用した行政の推進を図るため伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例が制定され、本年 10 月 11 日に施行されました。

ついでには、関連する規則として伊勢市教育委員会における伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則を新たに制定しようとするものでございます。

制定内容でございますが、新たに制定された条例では市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法、いわゆるオンラインにより行うことができるようにするための共通する事項が規定されました。

関連する規則においてはその条例を施行するうえで必要となる細かな手続きなどの事項について定めることとしています。

伊勢市教育委員会等では、その所管する手続き等に関する伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行については、市長部局の制定する伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の例によることを規則により定めようとするものです。

なお、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第 59 号「伊勢市教育委員会における伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願います。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第 59 号「伊勢市教育委員会における伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 59 号「伊勢市教育委員会における伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

つづきまして、議案第 60 号「伊勢市立幼稚園規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

4 ページをご覧ください。

これは、市立幼稚園のうち現在休園となっている幼稚園を廃止するため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

議案第 60 号「伊勢市立幼稚園規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、現在休園となっている公立幼稚園について、令和 3 年度をもって廃止するための条例改正として 8 月教育委員会において御承認いただきました伊勢市立幼稚園条例の一部改正が 9 月市議会定例会において可決され、9 月 27 日に公布されましたので、関連する規則として伊勢市立幼稚園規則を改正しようとするものでございます。

6 ページの新旧対照表を御高覧ください。

右側が改正前、左側が改正後となっております。

第 2 条では各園の定員を定めております。改正前の別表 1（第 2 条関係）を御覧ください。廃止する 7 園について削除をいたします。

次に、第 3 条では入園資格について定めております。改正前の別表 2（第 3 条関係）を御覧ください。廃止する 7 園について削除をするとともに、存続する 2 園の入園資格については、改正後は表の形をとらずに第 3 条の条文中に規定する形に改めるものでございます。

以上、議案第 60 号「伊勢市立幼稚園規則の一部改正について」ご説明申し上げ

げました。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第 60 号「伊勢市立幼稚園規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 60 号「伊勢市立幼稚園規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

つづきまして、議案第 61 号「伊勢市教育集会所条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

7 ページをご覧ください。

これは、伊勢市教育集会所条例の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

議案第 61 号「伊勢市教育集会所条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

8 ページから 10 ページとともに 11 ページ以降の新旧対照表とも合わせてご覧ください。

これは、伊勢市教育集会所条例の一部改正に伴い所要の規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものです。

具体的には、朝熊教育集会所の朝熊市民館への機能移転と小木教育集会所の廃止により、これまで実施しておりました一般への貸館を停止することから、旧規則の第 4 条（使用許可の申請）から第 9 条までと貸館に関するこれまでの様式を削除し、後の第 10 条以降を繰り上げる等、規定及び様式を整備するものでございます。

以上、議案第 61 号「伊勢市教育集会所条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございますか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第 61 号「伊勢市教育集会所条例施行規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 61 号「伊勢市教育集会所条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了いたしました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

教育長

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。